

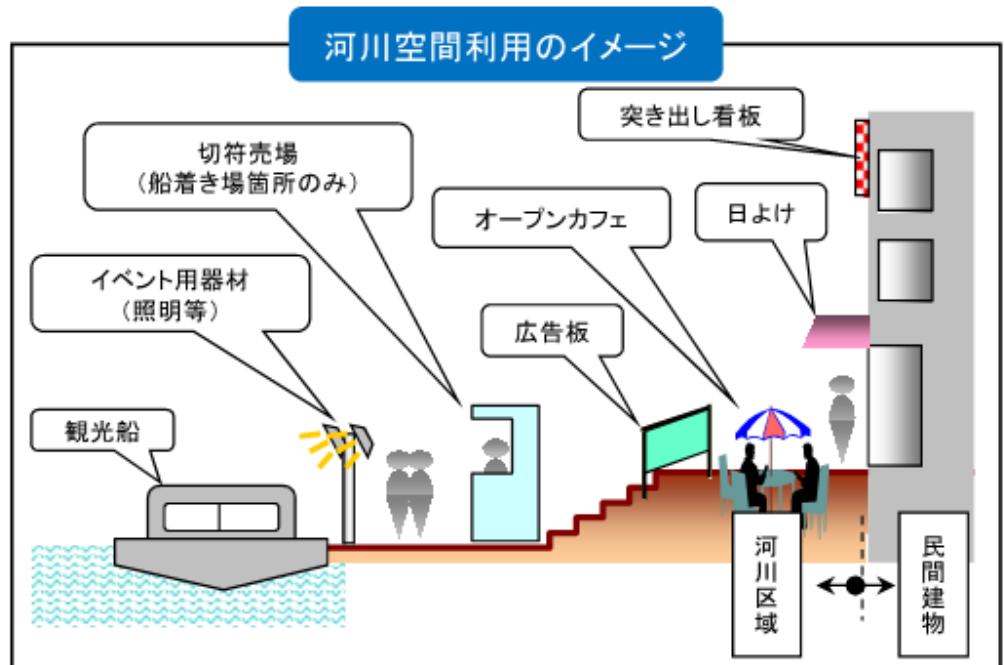
都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例 【河川空間のオープン化の特例】(平成23年4月1日施行)

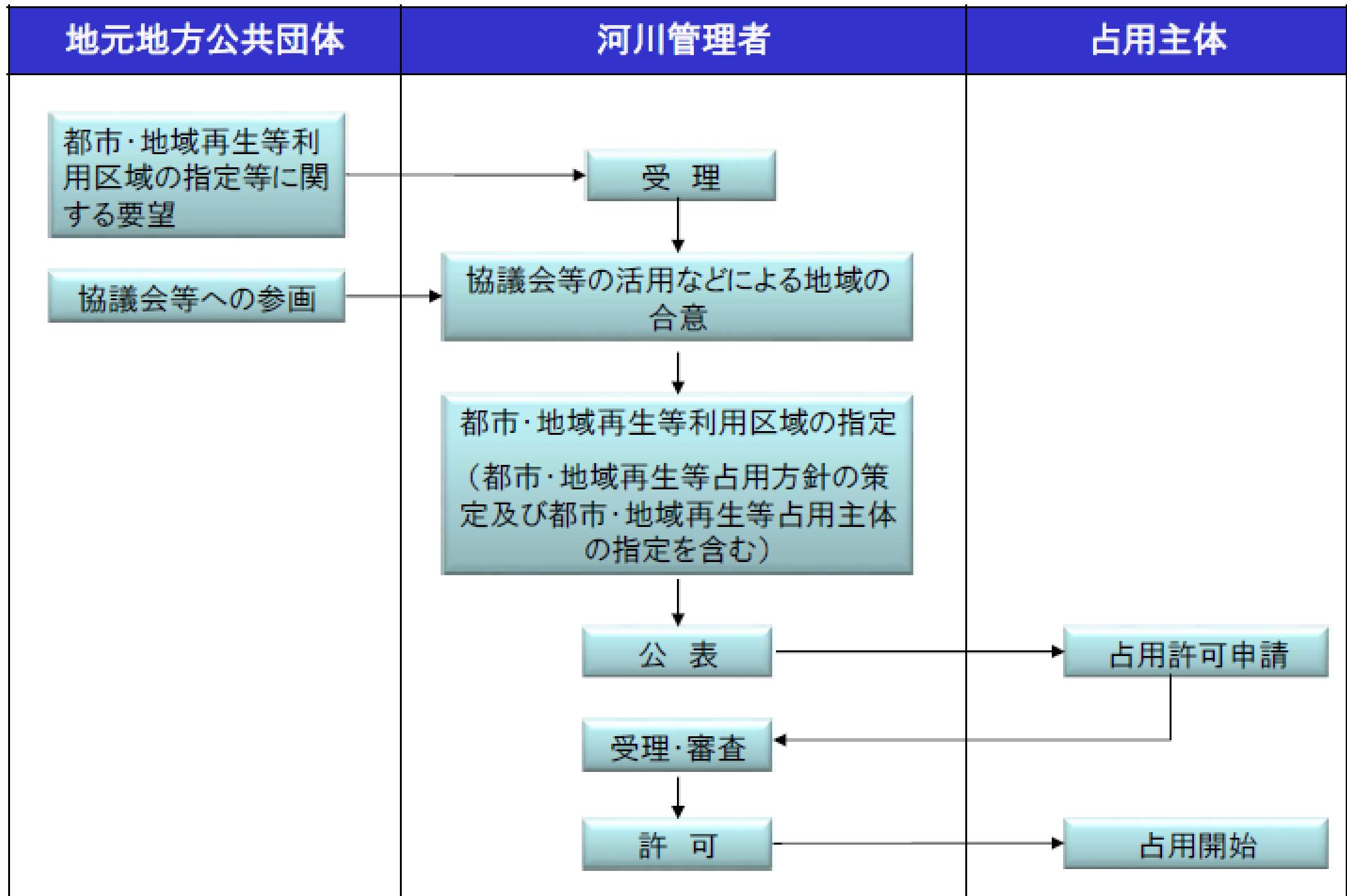
概要

○河川敷地の原則的な占用主体は公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能にしたもの。

特例が適用される一定の要件

- ▶特例を活用する区域、占用施設、占用主体について地域の合意が図られていること。
- ▶通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ▶都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。





地域のまちづくりと連携した河川整備 ～かわまち支援制度～

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

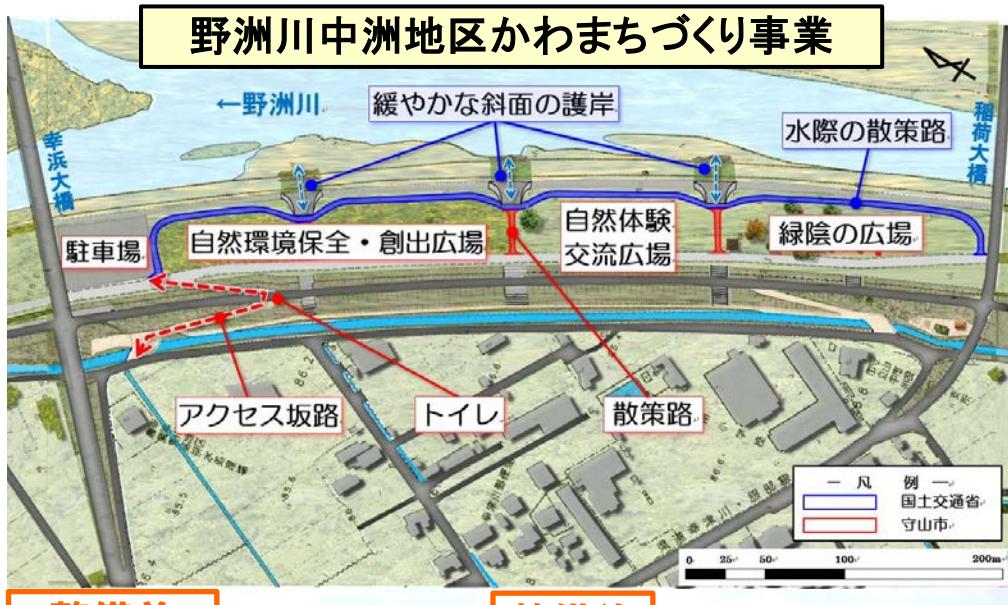
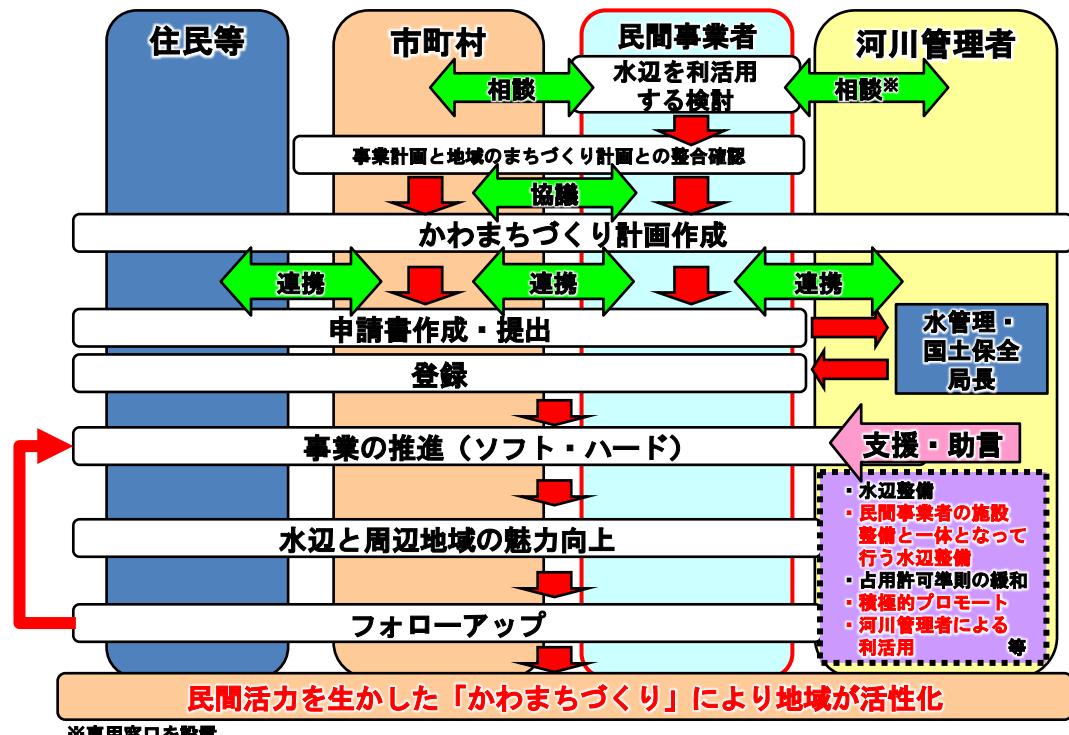
<ソフト対策>

優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

<ハード対策>

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【申請に関する手続きフロー】**【登録数】169地区登録(平成29年度3月末時点)**



整備前



整備後



平成30年9月 守山市主催
第37回野洲川冒險大会
(いかだくだり) 開催状況

